

事務連絡  
令和2年3月25日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### ゆうパックにより検体を送付する際の包装責任者について

今般、新型コロナウイルスに係る検査の需要が高まっているところ、各医療機関等からゆうパックを利用して検査機関等へ検体を送付する場合には、「感染症発生動向調査等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」（平成24年3月15日健感発0315第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別添「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を遵守する必要があることについて、ゆうパックを利用して検体を送付する貴管内の医療機関等（以下「検体送付機関」という。）に対し、あらためて周知の徹底をお願いします。

また、検体送付機関では、遵守事項の3の規定に基づき包装責任者を選定する必要があるところ、遵守事項の3（4）に規定する包装責任者に係る研修（以下「研修」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当面の間、下記のとおりメール等を活用した実施も差し支えないこととしますので、貴管内の医療機関等に対して周知するとともに、その実施につき特段の配慮をお願いします。

### 記

- 1 研修についてメール等を活用して実施する場合、以下の手順を踏まえて実施すること。
  - ① 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、貴管内の検体送付機関から研修の受講希望に係る連絡を受けた際には、受講者を把握した上で、当該受講者に対して別紙1から4までの資料をメール等にて送付すること。

- ② 受講者は、当該資料の内容を確認し、当該内容を遵守して検体送付を行う旨の誓約書をメール等にて都道府県等に提出すること。
  - ③ 当該誓約書が提出された場合、都道府県等は当該受講者を包装責任者として取り扱うこと。
- 2 1 ①の資料送付に当たり、都道府県等は、受講者に対して以下の留意事項を併せて伝達すること。
- ① 検体輸送時の事故防止のため、資料の内容を熟読し、理解した上で検体送付を行うこと。
  - ② 検体の包装を行う際には、破裂の原因となることから、二次容器（プラスチック製の容器）内へのドライアイスの混入は絶対に避けること。
  - ③ ゆうパックによる荷物の運送は、郵便事業株式会社が定める「ゆうパック約款」に基づいて行われており、当該約款では荷物の欠陥又は性質により他に損害を与えた場合には、荷送人の過失がない場合を除き、荷送人が損害賠償の責任を負わなければならないとされていることから、検体の送付に係る漏出、破裂等の事故については、荷送人たる検体送付機関が責任を負うこととなること。